

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年 6月 10日

中津川市長 青山 節見



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所 在	林班	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
1	中津川市加子母字杉ヶ平	3林班ロ、ニの一部 4林班イ、ロの一部	6.55	5年 (2025.3.31)	集積計画 集1～集10

2 縦覧場所 中津川市林業振興課、中津川市ホームページ

3 本公告により、中津川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。